

住民税 (市・県民税) の申告

をお忘れなく!



とき

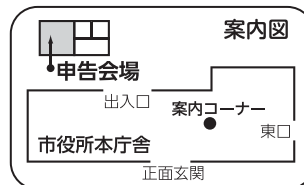
2月18日(月)～3月15日(金) ※土日除く

受付時間 9:00～11:30 13:00～16:00

ところ

市役所北分庁舎 (本庁舎裏プレハブ1階)

問 税務課市民税係 ☎364-1111 (内線216・217)



■住民税とは
住民税と県民税を合わせて一般的に住
民税と呼びます。
住民税は、個人の前年の所得に対して
課され、所得が一定の基準を超える方に
同額ずつご負担いただく「均等割」と、
所得に応じた金額をご負担いただく「所
得割」からなっています。
市民税と県民税を合わせて市に納めて
いただきます。県民税分は市から県に送られ
ます。

■住民税申告が必要なわけ
申告は、平成25年度の住民税のほか、
国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、
介護保険料などの算出の基礎となります。
また、申告をしないと所得証明が取得
できないことや各種行政サービスが受けら
れないなどの不利益があります。
年に一度の住民税申告はとても重要な
手続です。

■申告が必要な方(詳しくは表1)
平成25年1月1日現在、塩竈市に居住
している方で、表1にあてはまる方です。
申告が必要と思われる方に対しては、
1月下旬に申告案内ハガキを送付してい
ますが、送付されなかった方でも、表1
にあてはまる方は申告が必要です。

■申告に必要な書類(詳しくは表2)
①前年の収入を証明するもの
②所得控除・税額控除を受けるのに必要
な領収書・証明書など。
③印鑑(スタンプ印不可)。
④所得税の還付申告を行う場合は、申告
者本人名義の預貯金通帳など振込先が分
かるもの。
※また、前年の申告書の控えがあると便
利です。
※必要書類が揃っていない場合は、申告
受付ができないことがあります。
※申告書は会場にて電算システムにより
作成します。

表2

申告に必要な書類	
収入を証明するもの (平成24年分)	○給与所得、公的年金などの源泉徴収票 ○帳簿類 ○経費などの領収証など
下記の控除を受ける場合、次の領収書・証明書などが必要です。	
医療費控除	○医療費の領収書と保険などで補てんされた金額を示すもの ○控除の対象となる介護サービス利用料の領収書
社会保険料控除	○国民健康保険税領収書 ○後期高齢者医療保険料納付書 ○任意継続保険料の領収書 ○介護保険料納付書 ○国民年金保険料控除証明書
生命保険料控除	○生命保険料控除証明書 ○個人年金控除証明書 ○介護医療保険控除証明書
地震保険料控除	○地震保険料控除証明書 ※従来の損害保険料控除は平成20年度に廃止。ただし平成18年12月31日までに契約された一定の長期損害保険については、該当する場合があります。その場合、損害保険料控除証明書が必要です。
扶養控除 (所得が38万円以下の方が対象)	○被扶養者の所得がわかるもの
障害者控除 勤労学生控除	○障害者手帳 ○障害者控除対象者認定書 ○学生証(写しでも可)
住宅借入金等特別控除	○住民票の写し ○請負契約書または、売買契約書の写し ○登記事項証明書 ○借入金の年末残高等証明書 ○建築確認通知書か検査済証の写し、または増改築等工事証明書
雑損控除 (もしくは繰越損失)	○東日本大震災による被害額がわかるものなど ○平成23・24年度に雑損控除を受けている方は、繰越損失額がわかるもの(前年の申告書の控え)

表1

申告が必要な方
給与所得者
○2カ所以上から所得(給与・年金・配当・家賃・地代など)のあった方 ○平成24年中に退職し、その後就職していない方 ○勤務先から給与支払報告書が市役所へ提出されていない方 ○雑損・医療費控除などを受ける方
自営業者など
○市内で営業、漁業、そのほか事業をしている方(保険外交員・歩合給営業職員などを含む)
市外居住者
○住所が塩竈市外であっても、塩竈市内に事業所・事務所または家屋敷を所有している方 ○家族を市内に残し、本人だけ市外に転出している方(単身赴任者など)
申告が必要でない方
○税務署へ確定申告書を提出する方 ○給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が市役所へ提出されている方